

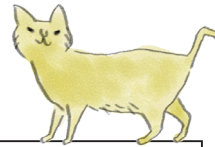
# 「サケ裁判」の現在地

ラポロアイヌネーションのうったえ  
慣習とは……ある社会において、一定の拘束力を持って、反復継続されている行動様式をさすものと理解されている。……アイヌ集団によるサケの捕獲は、江戸時代からアイヌ集団によって反復継続されていた行動様式であり、アイヌ社会及び松前藩を含む幕藩制社会の双方に対し、一定の拘束力を持っていたものであって、確立した慣習として認められていたものである。(原告準備書面③ p2)

ラポロアイヌネーションのうったえ  
アイヌにとってサケは、食糧としてのみならず、交易品の中心としてその生計を支える経済的基盤を構成し、アイヌは、多くの独自のサケ調理法を生み出し、サケを「神の魚」として敬い、宗教、儀式を行い、サケに関わる独自の精神的世界をも生み出している。……それは、コタン(ないしコタン共同体)というアイヌ集団によって担われてきた。したがって原告を権利主体とする本件サケ捕獲権は、ICCPR\*27条によって保障された文化享有権として国内法的効力を有しているのである。(同 p17)

植民地化以前、  
帝国時代のことを、  
被告(国・北海道)は  
なんで無視するの？

「義務じゃない」って  
開き直って先住権を  
否定しつづける  
政府って、どうよ？



被告(日本国・北海道)のいいぶん  
……行政権行使の対象としての私人の権利自由の根拠について、行政法の法源としての慣習法が成立するためには、少なくとも、既存の法律に反しないことが必要といふべきである。……原告の主張するサケ捕獲権が、漁業法、水産資源保護法、本件調整規則等によって禁止され又は刑罰の対象とされることはないとの慣習は、水産資源保護法28条の規定内容……に明らかに抵触するものである。(被告準備書面④ p5～p6)

## 被告のいいぶん

原告は、その主張の根拠として、自由権規約委員会の一般的意見を援用するが……一般的意見は、我が国を含むICCPR締約国に対して法的拘束力を有するものではなく、これに従うことをICCPR締約国に法的に義務づけているものではない。そのため、一般的意見をどのように踏まえて、ICCPRを解釈し、実施するかについては、各締約国において、個別に判断されることとなる。(同 p8)

ちなみに……



## 被告のいいぶん

我が国においては、アイヌの人々は、道知事の許可を受けて……採捕を行うことができることに加え、アイヌ施策推進法17条により……より簡素化された手続で行うことができることとされている。このように、アイヌの人々に対しては……ICCPR第27条の規定の趣旨にも沿った国内政策が実施されている。(同 p8)

北海道知事特別採捕許可にもとづくラポロアイヌネーションの浦幌十勝川下流部でのサケ捕獲上限と実績

	許可数	捕獲実績
2020年	200尾	約60尾
2021年	100尾	約60尾

	計画数	捕獲実績
2017年	143,200尾	98,853尾
2018年	117,300尾	134,418尾
2019年	117,400尾	134,713尾
2020年	114,700尾	89,644尾

北海道知事特別採捕許可にもとづく十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会の十勝川(千代田、幕別)でのサケ捕獲計画数と実績(一般社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会事業報告書各事業年次版から)



Utaspino uoupekare 互いに支え合う 葛野辰次郎『キムスポV』より

北大開示文書研究会  
ニュースレター 30  
2022年5月26日発行

\* ICCPR  
市民的及び政治的権利に関する国際規約(通称・自由権規約)。1966年国連総会採択、日本は1979年批准。

サケ捕獲権  
確認請求訴訟

2022年2月17日

## 第7回口頭弁論閉廷後の原告弁護士報告会から@北海道高等学校教職員センター

市川守弘弁護士

じつはきょう、ラポロアイヌネイションのメンバー7〜8人が（札幌地裁に）来る予定でした。しかし新型コロナウイルス感染拡大が続く中、お子さんのいる家庭が多くて、家族から「この時期に札幌に行くのは……」と心配されて。また先日、ラポロアイヌネイション会長の差間正樹さんのお兄さんが亡くなられて、きょうが告別式でした。そのような事情でつきよく来れなくなってしまったことを最初にお知らせしておきます。

さて、被告Ⅱ国側から、第4準備書面が出ました。ひとことというところ、最初「何を言っているんだらう？」と思いましたが、こちらの主張と全然噛み合っていないことを（被告書面は）言っている。こちらの主張は単純で、「十勝川流域では、明治16年まで、十勝川流域にいた各集団、つまり原告らの構成員らの先祖がつくっていたコタンという集団が、十勝川で、独占的・排他的漁業権を行使していた」ということ

をまず、主張しているわけです。「それが明治以降、何の正当な理由もなく禁止されるに至った。正当な理由がないのであれば、もともとあった権利は、現在も（先祖の子孫の集団であるラポロアイヌネイションに）ありますよ」という、単純な主張なんです。

それに対して、「実定法上の根拠は何か？」と向こう（被告）がしつこく言ってきたので、（原告準備書面3および4で）現在の実定法上でいえば、ひとつは慣習法、それから国際法上もあるはずですよ、さらに憲法上も認められて良いはずですよ、さらに条約（じょうやく）というのも主張して、もし国際法や憲法でも規定しないとしても、条理上、権利は認められますよ、っていうことを主張して、前回までに（原告側からの主張を）完結したわけです。

そもそも「（十勝川流域のアイヌ集団が）明治16年まで独占的排他的漁業権を行使していた」という事実を（被告は）認めるのか認めないのか。認めないんだったら、それはそれで向こう

の主張なんでしょうから、こちらは歴史をひもとけばいいだけのことなんだけど。（あるいはその事実を被告が認めるのなら、なんでそれが明治16年以降、禁止されるに至ったのか、その根拠は何なのか（を法廷で追求できません）。（しかし被告の「反論」には）そこについての認否が一切抜けているんです。今まで（原告は被告に対して）その事実関係を認める認めるって言うてきていて、（被告は）「原告が実定法上の根拠を示せば認否を明らかにします」と言っていたから、今回は認否するだろうと思ったら、それはすべて抜けていました。

向こうの言い分は、「（内水面におけるサケ捕獲を）現行法は禁止していません」「だから慣習だろうが何だろうが、（ラポロアイヌネイションの主張する）権利は認められません」と言っています。こちらは、「その法令の正当性が問題だ」と言っているのに、（被告は）「法令があるからダメです」という言い方で。

もうひとつは、国際法の理解として、（被告は）「（条約によって）何らかの施策を義務づけられているわけではない」と主張しています。だけど（ラポロアイヌネイションは）そういう主張はしていないんです。国際法上、たとえば文化享有権とか人権規定、社会権規定で、サケをはじめとする自然資源を享受する権利は（先住民族に）すでに認められているから。そうした国際法に署名、あるいは加盟した以上は、日本の国内法をそれに沿って解釈しなければいけないのは、常識というか、当たり前のことなんです。なぜかというところ、条約は国内法令の上位で効力を持つから。日本国憲法Ⅴ条約Ⅴ国内法令なんです。それに対して（今回の被告書面は）「義務づけられているわけではない」と。これ、日本政府は「国際法に署名したからといって、国際法の通り動く必要はない」と言っているのと同じで、これを言っちゃうと……。

（被告から残りの反論が提出される

予定の) 次回は国際法(についての議論)がメインになってくるので、同じような主張をしてくるんだろうと思います。(歴史的事実に関する) 認否についても、被告側は「認否が必要かどうかを次回、回答する」と言っています。これもふざけた話なんです、穴ぐらに閉じこもろうとする作戦のようです。どうやってそこから国をひきずり出すか、それが今後の大きな、この裁判の事実上の争点になるのかな、というふうに思っています。

### 長岡麻寿恵弁護士

前々回、こちらの第3準備書面では、どういう歴史経過のもとにアイヌ民族がサケを捕獲してきたか、それが長い年月の間に慣習として成立するようになったか、それがどのような規模の団体によって享有されていたかといった、権利の内容を具体的に主張してきたわけです。これは訴状も同じでした。それに対して裁判所から、ちょうど1年くらい前ですけれども、(被告に向かつて)「実定法上の規定がないからといって、権利がないことにはならない。(被告は)認否をしないんですか?」と言われて、その後、裁判官が

交代した6月にも、「被告の認否はどうですか? スタンスは変わりませんか?」と指摘されていたわけです。それから1年後のいま、また認否をしてこない。つまり、アイヌという民族が先住民族であると(アイヌ施策推進法1条で)認めておきながら、その人たちがどうやって暮らしてきたか、どんな権利を持ってきたか、ということに一切目をつぶって、応答しない。「そうだ」とも「違う」とも言わない。

まるでアイヌなんていなかったような扱いをするわけですね。存在していないものとして扱う。ただ和人と同じように(現行法を適用して)(水産資源保護法)「禁止規定だから」「実定法で国が禁止したんだ」としか言わない。これは本当にもう、何を考えて先住民族の権利宣言に賛成したのか、人種差別撤廃条約を批准したのか、アイヌ民族を先住民族であると認めたのか、どういう考えでウポポイをつくっているのか、まったく理解できないとした言いようがありません。この点に私は非常に憤りを感じます。認否をしないのは、歴史を認めないということなんです。日本政府の考え方は、歴史認識においてずっと一貫し

ている、ときよう、しみじみ思いました。こういう政府のあり方を問うていかなければいけない、そういう裁判なんだと思います。ただ、歴史の事実も国際的な法規範も、大義はわれわれにあると思います。みなさんのご協力での裁判を大きく支援いただいで、良い結果を勝ち取っていききたいと思いません。

### フロア

被告側の準備書面は公開されないのでしょうか。原告の書面やこの記者会見のようすは、開示文書研究会のサイトですべて公表されていますが、被告の書面を読めないのが、支援者としては、はがゆい気持ちです。

### 市川守弘弁護士

法務省は、マスコミには(書面の写しを)出しているの、あえて開示請求しなくても出しますよ、という姿勢です。札幌合同庁舎の法務省まで行って、請求すれば、裁判中の事件であっても、出すはずですよ……。いちおう弁護団で議論します。

穴ぐらからどうやって国をひきずり出すか、  
そこが今後の大きな、この裁判の事実上の争点になる  
市川守弘弁護士

この裁判の訴状と答弁書、また原告・被告双方が裁判所に提出した準備書面のうつつしは、北大開示文書研究会ウェブサイト/ラポロアイヌネイション訴訟支援センターで公開されています。



裁判所提出日	ラポロアイヌネイション	国、北海道
2020/8/17	訴状	
2020/10/2		答弁書
2020/12/11		被告準備書面(1)
2021/2	原告準備書面(1)	
2021/5/31		被告準備書面(2)
2021/6/10	原告準備書面(2)	
2021/6/13		被告準備書面(3)
2021/9/1	原告準備書面(3)	
2021/11/11	原告準備書面(4)	
2022/2/10		被告準備書面(4)
2022/4/28	原告準備書面(5)	
2022/05/26		?





ラポロアイヌネイション&文書研のONLINE連続学習会

# イチからわかるアイヌ先住権



事前登録は開示研ウェブサイトで

## Chapter 6 アボリジナルの人々の土地権と主権をめぐる 2022年6月5日(日) 14:00~16:30

講師 テッサ・モーリス=スズキさん (オーストラリア国立大学名誉教)  
ウチラルト・オテデさん (オーストラリア国立大学アジア太平洋学院リサーチ・フェロー)  
差間正樹さん (ラポロアイヌネイション会長)

「zoom ミーティングシステム」を介した感染症リスクのないオンライン学習会です。インターネットに接続したパソコン・スマートフォン・タブレットなどで接続ください。要事前登録。参加無料です。

### これまでの学習会動画を無料配信中！

- ・ 市川守弘弁護士「イチからわかるアイヌ先住権」
- ・ 差間正樹ラポロアイヌネイション会長「鮭に関する先住権の現状」
- ・ 短編映画「ラポロアイヌネイションの十勝川サケ漁」(藤野知明監督作品)
- ・ 榎森 進・東北学院大学名誉教授「歴史にみるアイヌ先住権」
- ・ ジェフ・ゲーマン北海道大学大学院教授「アラスカ先住民族の権利と資源の活用法」
- ・ 萱野志朗・萱野茂二風谷アイヌ資料館館長「鮭は誰の物か！」
- ・ 加藤博文・北海道大学アイヌ・先住民研究センター長「北欧先住民族サーミに見る先住権」

### あなたにおすすめ



## サーモンピープル

アイヌのサケ捕獲権回復をめざして

ラポロアイヌネイション/北大開示文書研究会：著  
2021年6月刊 かりん舎 定価 1300円+税

お問い合わせ 北大開示文書研究会事務局  
TEL (FAX) 0164-43-0128

### 最新情報はこちらから

ラポロアイヌネイション  
サケ捕獲権確認  
訴訟支援センター



[www.kaijiken.sakura.ne.jp/fishingrights/index.html](http://www.kaijiken.sakura.ne.jp/fishingrights/index.html)



Utaspano uoupekare 互いに支え合う 葛野辰次郎『キムスポV』より  
北大開示文書研究会ニューズレター No.30 2022年5月26日  
編集・発行 北大開示文書研究会  
共同代表 清水裕二、殿平善彦  
事務局 〒077-0032 北海道留萌市宮園町3-39-8 (三浦忠雄方)  
FAX 0164-43-0128 <http://www.kaijiken.sakura.ne.jp>  
ロゴデザイン 浅野由美子